

平成 29 年 第 1 回 臨時 会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 5 月 10 日 開 会

平成 29 年 5 月 10 日 閉 会

鳴 沢 村 議 会



## 平成29年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

平成29年5月10日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

|    |      |     |      |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 三浦直樹 | 2番  | 渡辺圭一 |
| 3番 | 小林清一 | 4番  | 小林昭一 |
| 5番 | 渡邊政司 | 6番  | 佐藤博水 |
| 7番 | 三浦利雄 | 8番  | 小林利雄 |
| 9番 | 渡邊明雄 | 10番 | 欠員   |

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博  
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司  
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積  
振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博  
議会事務局書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

- 選挙第1 号鳴沢村議会議長選挙の件
- 選挙第2 号鳴沢村議会副議長選挙の件
- 選任第1 号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

- 選任第2 号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件
- 選挙第3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補  
欠選挙の件
- 選挙第4 号河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件
- 選挙第5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員補欠選挙の件
- 選挙第6 号青木が原ごみ処理組合議会議員補欠選挙の件
- 選挙第7 号青木ヶ原衛生センター議会議員補欠選挙の件
- 選挙第8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の  
件
- 承認第1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処  
分につき承認を求める件
- 承認第2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を  
定める専決処分につき承認を求める件
- 議案第2 1号鳴沢村副村長の定数を定める条例を定める件
- 議案第2 2号鳴沢村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条  
例を定める件
- 同意第3 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

## 8、本日の議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 会期の決定
- 追加日程第1 鳴沢村議会議長辞職の件
- 追加日程第2 選挙第1 号鳴沢村議会議長選挙の件
- 追加日程第3 鳴沢村議会副議長辞職の件
- 追加日程第4 選挙第2 号鳴沢村議会副議長選挙の件
- 追加日程第5 選任第1 号鳴沢村議会常任委員会委員選任の  
件

- 追加日程第 6 選任第 2 号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件
- 追加日程第 7 選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件
- 追加日程第 8 選挙第 4 号河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件
- 追加日程第 9 選挙第 5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員補欠選挙の件
- 追加日程第 10 選挙第 6 号青木が原ごみ処理組合議会議員補欠選挙の件
- 追加日程第 11 選挙第 7 号青木ヶ原衛生センター議会議員補欠選挙の件
- 追加日程第 12 選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件
- 日程第 4 承認第 1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 5 承認第 2 号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第 6 議案第 2 1 号鳴沢村副村長の定数を定める条例を定める件
- 日程第 7 議案第 2 2 号鳴沢村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を定める件
- 追加日程第 13 同意第 3 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

### ◎議長挨拶

議長（渡邊明雄君） 平成29年第1回臨時会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

平成27年の5月から今日に至るまで2年間、村長を初めこの執行部の方々、また各議員の皆様には大変なご協力をいただきまして、議会がスムーズに運営できたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

新議長様には、差し当たることは事のみ思え、後に戻れず先には進めず、この積極の心を贈る言葉とさせていただきます。また、尊く、強く、清く、美しく、議会運営に当たっていただきたいと思えます。

また、私も信念を持って、気高く理想の形を描き、お互いに発展、進化、向上するために今後も努力をしてまいる所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

---

開会 午後4時31分

議長（渡邊明雄君） それでは、ただいまから平成29年第1回鳴沢村議会臨時会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

議長（渡邊明雄君） ここで、村長より本臨時会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも本日は平成29年第1回鳴沢村議会臨時会をお願いしたところ、議員さん全員の参会のもとに開かれることができ、敬意を表させていただきます。

さて、年度の変わりから全国的に雨が少なく、建物火災、林野

火災が多く発生し、また、何人もの尊い人が犠牲になっております。鳴沢村では、消防団の出動は2回でしたが、1回は誤報になり、先月末の国道沿いの原野火災が1件と、これも日中であり、ぼや程度で鎮火することができました。

消防団の皆様には、日ごろからの早い行動をとっていただき、感謝申し上げます。また、自発的に防火予防の広報活動も行っていただきました。この雨で多少は安心できるかと思いますが、今後とも災害のない、また少ない村であるよう、皆様方と一緒に気をつけてまいりたいと思います。また、ご協力のほどもお願いいたします。

さて、本臨時会は、慣例により議会の構成が変わるとともに、あわせまして、承認2件、条例を定める件1件、条例改正1件を予定しております。どうか慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。臨時会開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

---

**議長（渡邊明雄君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡邊明雄君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林昭一君、渡邊政司君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡邊明雄君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、5月9日に議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 小林利雄君。

**議会運営委員長（小林利雄君）** 8番、小林利雄。

議会運営委員会開催の報告をさせていただきます。

5月9日午前11時より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員5名全員と、議案説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項については、次の3項目です。

1、会期は本日1日とし、配布してある会期日程表のとおりとすること。

2、議案付託は配布してある議案付託表のとおりとすること。

3、追加事件が発生した場合は、追加日程とし議題とすること。

以上であります。

以上で議会運営委員会開催の報告を終了します。

**議長（渡邊明雄君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（渡邊明雄君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡邊明雄君）** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。



この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 3 7 分

再開 午後 4 時 3 8 分

副議長（渡邊政司君） それでは、会議を再開いたします。

---

副議長（渡邊政司君） 議長、渡邊明雄君から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡邊政司君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎追加日程第 1 鳴沢村議会議長辞職の件

副議長（渡邊政司君） 追加日程第 1、鳴沢村議会議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、渡邊明雄君の退場を求めます。

（9 番 渡邊明雄君 退場）

副議長（渡邊政司君） それでは、まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局長（小林昭博君） 辞職願。

このたび一身上の都合により議長の職を辞職したいので、許可

されるようお願い出ます。

平成29年5月10日。鳴沢村議会議長 渡邊明雄。

副議長（渡邊政司君） それでは、お諮りいたします。

渡邊明雄君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡邊政司君） 異議なしと認めます。よって、渡邊明雄君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

渡邊明雄君、入室願います。

（9番 渡邊明雄君 入室）

---

副議長（渡邊政司君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡邊政司君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定いたしました。

---

### ◎追加日程第2 選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件

副議長（渡邊政司君） 追加日程第2、選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名選挙にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渡邊政司君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法

は指名選挙で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(渡邊政司君)** 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定しました。

鳴沢村議会議長に佐藤博水君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました佐藤博水君を鳴沢村議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(渡邊政司君)** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐藤博水君が鳴沢村議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤博水君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定による当選告知をいたします。

佐藤博水君の議長就任の挨拶について、その発言を許可します。佐藤博水君。

**新議長(佐藤博水君)** 議長就任に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方のご推挙をいただき、伝統ある鳴沢村議会議長として就任いたすことになりました。この重責は大変なものでございまして、少子高齢化を初めさまざまな問題が山積する中、開かれた議会、また小さな地域の住民の声を反映する議会、これらを目指して誠意努力してまいる所存でございます。

皆様方におかれましては、今まで以上にご指導ご鞭撻をお願いしたいと思います。一生懸命頑張りたいと思いますので、よろ

しくお願いします。

簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

**副議長（渡邊政司君）** 以上で私の職務は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

佐藤博水議長、議長席に着席願います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 4 3 分

再開 午後 4 時 4 4 分

**議長（佐藤博水君）** 会議を再開いたします。

---

**議長（佐藤博水君）** 議長選挙に伴い、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、議席の変更をいたします。

9 番、渡邊明雄君を 6 番に、佐藤博水を 9 番に変更します。

ここで、議席移動のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 4 5 分

再開 午後 4 時 4 6 分

**議長（佐藤博水君）** 会議を再開いたします。

---

**議長（佐藤博水君）** 副議長、渡邊政司君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として

議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

---

### ◎追加日程第3 鳴沢村議会副議長辞職の件

**議長(佐藤博水君)** 追加日程第3、鳴沢村議会副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、渡邊政司君の退場を求めます。

(5番 渡邊政司君 退場)

**議長(佐藤博水君)** まず、その辞職願を職員に朗読させます。

**議会事務局長(小林昭博君)** 辞職願。

このたび一身上の都合により副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成29年5月10日。鳴沢村議会副議長 渡邊政司。

**議長(佐藤博水君)** お諮りいたします。

渡邊政司君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、渡邊政司君の副議長の辞職を許可することに決しました。

渡邊政司君、入室願います。

(5番 渡邊政司君 入室)

---

**議長(佐藤博水君)** ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、副議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎追加日程第4 選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件

**議長(佐藤博水君)** 追加日程第4、選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

鳴沢村議会副議長に渡辺圭一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました渡辺圭一君を鳴沢村議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺圭一君が鳴沢村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡辺圭一君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項による当選告知をいたします。

副議長、渡辺圭一君の就任の挨拶について、その発言を許可いたします。渡辺圭一君。

**新副議長（渡辺圭一君）** ただいま推挙いただきました渡辺圭一です。未熟でございますが、皆さんの協力をいただきながら議会、また村政においてもますます発展するよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。

---

**議長（佐藤博水君）** お諮りいたします。

この際、委員会条例第7条第3項の規定に基づき鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

**◎追加日程第5 選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件**

**議長（佐藤博水君）** 追加日程第5、選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において、それぞれ指名いたします。

総務教育厚生常任委員に、渡辺圭一君、小林昭一君、渡邊政司

君、三浦利雄君、佐藤博水を、建設産業経済常任委員に、三浦直樹君、渡辺圭一君、小林清一君、渡邊明雄君、小林利雄君を、広報常任委員に、三浦直樹君、小林清一君、小林昭一君、渡邊政司君、渡邊明雄君を、予算決算常任委員に、議員全員をそれぞれ指名し、各常任委員に選任いたします。

なお、ただいま選任いたしました常任委員の任期の起算日は、委員会条例第4条の規定により、5月13日からとなるものでありますので、あらかじめ申し伝えます。

---

**議長（佐藤博水君）** お諮りします。

この際、委員会条例第7条第3項の規定に基づき鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

---

**◎追加日程第6 選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件**

**議長（佐藤博水君）** 追加日程第6、選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたします。

鳴沢村議会運営委員に、三浦直樹君、小林清一君、小林昭一君、渡邊政司君、三浦利雄君をそれぞれ指名し、議会運営委員に選任いたします。

なお、ただいま選任いたしました議会運営委員の任期の起算日



は、委員会条例第4条の規定により、5月13日からとなるものでありますので、あらかじめ申し伝えます。

---

**議長（佐藤博水君）** お諮りいたします。

この際、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員、河口湖南中学校組合議会議員、富士五湖広域行政事務組合議会議員、青木が原ごみ処理組合議会議員、青木ヶ原衛生センター議会議員、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の6件の一部事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第7から追加日程第12として選挙を行いたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、6件の一部事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第7から追加日程第12として議題とすることに決しました。

---

- ◎追加日程第7 選挙第3号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件
- ◎追加日程第8 選挙第4号河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件
- ◎追加日程第9 選挙第5号富士五湖広域行政事務組合議会議員補欠選挙の件
- ◎追加日程第10 選挙第6号青木が原ごみ処理組合議会議員補欠選挙の件
- ◎追加日程第11 選挙第7号青木ヶ原衛生センター議会議員補欠選挙の件
- ◎追加日程第12 選挙第8号山梨県後期高齢者医療広域連

## 合議会議員補欠選挙の件

**議長（佐藤博水君）** 追加日程第7、選挙第3号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件から追加日程第12、選挙第8号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件までの6件の選挙を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員に、小林昭一君、渡邊政司君、渡邊明雄君を、河口湖南中学校組合議会議員に、小林昭一君、渡邊政司君、渡邊明雄君を、富士五湖広域行政事務組合議会議員に、小林清一君、三浦利雄君を、青木が原ごみ処理組合議会議員に佐藤博水を、青木ヶ原衛生センター議会議員に、渡辺圭一君、三浦利雄君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に三浦直樹君を、それぞれ指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの一部事務組合議会

議員補欠選挙の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君がそれぞれの一部事務組合議員に当選されました。

ただいま各一部事務組合議会議員に当選された諸君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項による当選告知をいたします。

---

**議長(佐藤博水君)** 間もなく午後5時となりますが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

---

**◎日程第4 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例  
を定める専決処分につき承認を求め  
る件**

**議長(佐藤博水君)** 日程第4、承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

**税務課長(渡辺英博君)** 承認第1号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第86号及び平成29年法律第2号)が平成28年11月28日及び平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例の整備を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものであります。

主な改正点は、消費税率の10%への引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されたことにより、関連する条項を変更するものです。

第1に、法人村民税の法人税割の税率を現行の9.7%から6.0%に平成29年4月1日から引き下げる予定でしたが、施行期日を消費税率の引き上げ時期と同じ平成31年10月1日に変更するものです。

第2に、軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更であります。平成29年4月1日から当分の間、山梨県が賦課徴収事務を行うものとしていました軽自動車税の環境性能割の導入時期を平成31年10月1日に変更し、あわせて自動車取得税が廃止されるものです。

ページをめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

税条例の改正内容についてご説明させていただきますが、引用規定の整理や字句を変更するものなどの条項につきましては、割愛させていただきますので、ご理解をお願いします。

3ページの第33条をお願いします。

こちらは、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額について、これまで申告不要制度、申告分離課税、総合課税から納税者が任意に選択することができましたが、税制改正により所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが可能であることが明確化されました。5ページの第34条の9も第33条の改正に伴う所要の規定の整備です。

6ページの第48条をお願いします。

こちらは、法人村民税の延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備で、減額更正後に増額更正が行われ場合には、その間は延滞金を課さないこととするものです。10ページの第50条についても同様の規定の整備です。

12ページの第61条をお願いします。

こちらは、震災等により滅失等した償却資産にかわる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例についての規定で、地方税法の新設及び改正に合わせて改正するものです。

14ページの第63条の3をお願いします。

こちらは、被災市街地復興推進地域に定められ場合には、震災等発生後4年度分に限り、所有者の申し出により、従前の共有土地に係る税額の案分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定の整備です。

20ページの附則第10条の3をお願いします。

こちらは、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定です。

25ページの附則第16条をお願いします。

こちらは、軽自動車税の燃費性能等のグリーン化特例の軽減課税について、適用期限を平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間延長するものです。

27ページの附則第16条の2をお願いします。

こちらは、平成28年に発覚した燃費試験不正問題を受けて、自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課する規定です。

32ページの附則第20条の3をお願いします。

こちらは、条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、村長が課税方式を決定できることの規定です。

36ページをお願いします。

こちらは、平成29年4月1日の消費税率の10%への引き上げ時に、法人税割の税率の引き下げや自動車取得税が廃止され、

軽自動車税環境性能割を導入し、現行の軽自動車税を種別割に名称変更する予定でしたが、消費税率の10%への引き上げが平成31年10月1日に変更されたことにより、影響する条項について改正前に戻すものであります。

56ページをお願いします。

こちらは、消費税の10%への引き上げが平成31年10月1日に変更されたことにより、影響する条項について再度改正し、75ページ以降の附則で法人税割の税率の引き下げや軽自動車税の環境性能割の施行日並びに種別割の課税開始年度等を規定するものであります。

81ページ以降につきましては、条例の施行期日が将来の期日になっていることから、今回の税条例の一部を改正する内容に合わせるため、税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、条例全体の整合性をとったものです。

最後に、94ページの附則の施行期日としまして、別段の定めがあるものを除き、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上で承認第1号の専決処分理由の説明を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

**◎日程第5 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例を定める専決処分につ  
き承認を求める件**

**議長(佐藤博水君)** 日程第5、承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長(渡辺 積君)** 承認第2号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由及び主な改正点についてご説明申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得について所要の改正を行う必要があり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。

主な改正点をご説明申し上げます。

ページをめくっていただき1ページをごらんください。

第23条国民健康保険税の減額、第1項第2号中、「26万5千円」を「27万円」に改めます。

これは、国民健康保険税のうち1世帯当たりに課される平等割と被保険者1人当たりに課される均等割について、5割軽減措置の対象となる軽減判定所得額を算出する過程の被保険者数に乗ずる額を、経済動向を踏まえ低所得者に対する負担の軽減を図るために引き上げを行うものです。

次ページをお開きください。

第3号中、「48万円」を「49万円」に改めます。

これは、5割軽減と同様に、2割軽減の対象となる軽減判定所得額を算出する過程の被保険者数に乗ずる額を引き上げるものです。

以上について附則として、施行日を平成29年4月1日とし、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしたものです。

以上で承認第2号の専決処分の理由及び主な改正点について説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

**議長 (佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (佐藤博水君)** 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

◎日程第6 議案第21号鳴沢村副村長の定数を定める条例  
を定める件

◎日程第7 議案第22号鳴沢村特別職報酬等審議会条例の  
一部を改正する条例を定める件

**議長 (佐藤博水君)** 日程第6、議案第21号鳴沢村副村長の定数を定める条例を定める件及び日程第7、議案第22号鳴沢村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

提案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長 (渡辺一博君)** 議案第21号鳴沢村副村長の定数を定める条例を定める件及び議案第22号鳴沢村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第21号をごらんください。

本条例制定は、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、鳴沢村に1名の副村長の定数を定めるものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日からとし、あわせて鳴沢村に副村長を置かない条例は廃止するものであります。

引き続き、議案第22号をごらんください。

本条例改正は、鳴沢村副村長の定数を定める条例の制定に伴い、

副村長の給与についても審議を行えるようにするため、鳴沢村特別職報酬等審議会条例の一部を改正するものであります。

改正点は、本条例の所掌事項第2条中に副村長を加えるもので、「議会の議員の議員報酬の額、村長の給料の額」を、「議員報酬の額並びに村長、副村長」に改正するものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第21号及び議案第22号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第21号及び議案第22号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、議案第21号及び議案第22号は原案のとおり決定しました。

---

**議長（佐藤博水君）** お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長、小林 優君から同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第13として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

---

**◎追加日程第13 同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意  
を求める件**

**議長（佐藤博水君）** 追加日程第13、同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。  
鳴沢村長、小林 優君。

**村長（小林 優君）** 同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議会選出監査委員が欠員となっていることを受け、選任するものですが、鳴沢村2993番地、渡邊明雄氏を選任したいと思います。

ご存じのように、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、行政運営に関してすぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、渡邊明雄君の退場を求めます。

(6番 渡邊明雄君 退場)

議長(佐藤博水君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤博水君) 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤博水君) 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

渡邊明雄君、入室願います。

(6番 渡邊明雄君 入室)

議長(佐藤博水君) 渡邊明雄君に報告いたします。

本案は原案のとおり同意されました。

議長（佐藤博水君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成29年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後5時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年5月10日

議会議長

議会前議長

議会前副議長（署名議員）

署名議員